

草津市公報

発行日 令和4年1月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 1 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例（職員課） 2

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（職員課） 2

草津市手数料条例の一部を改正する条例（建築課） 2

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例（保険年金課） 5

草津市開発行為の手続および基準等に関する条例の一部を改正する条例（開発調整課） 6

草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例（上下水道総務課） 6

◎ 規 則

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（保険年金課） 6

草津市学校給食費徴収規則（第二学校給食センター） 6

草津市会計規則等の一部を改正する規則（会計課） 8

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（保険年金課） 8

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（職員課） 9

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則（職員課） 11

◎ 訓 令

草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令（職員課） 11

◎ 告 示

草津市公設児童育成クラブにおける防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱（子ども・若者政策課） 12

令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱（子ども家庭課） 13

草津市行旅困窮者救護費給付要綱（人とくらしのサポートセンター） 24

公示送達について（税務課） 25

生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課） 25

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課） 25

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課） 26

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課） 26

公示送達について（税務課） 26

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 （人とくらしのサポートセンター）	27
令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務 実施要綱の一部を改正する要綱（子ども家庭課）	40
草津市経営継承・発展等支援事業補助金交付要綱（農林水産課）	40
令和3年度草津市一般会計補正予算等の要領について（総務課）	44
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	44
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	44
指定管理者の指定について（生活安心課）	44
草津市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	45
草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱（学校教育課）	45
公示送達について（納税課）	48
令和2年国勢調査草津市実施本部設置要綱を廃止する要綱（企画調整課）	50
◎ 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	50
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	51
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	51
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	52
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	52
地区計画の原案の縦覧について（都市計画課）	53
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	53
草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について（農林水産課）	54
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	54
差押財産の公売について（納税課）	55
◎ 教育委員会訓令	
草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（教育総務課）	56
◎ 監査委員告示	
定期監査の結果に関する報告の公表について	57
◎ 上下水道事業告示	
公金の収納事務の委託について（上下水道総務課）	58

条 例

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第23号

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

(草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年草津市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中「介護時間」の右に「、不妊治療休暇」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(不妊治療休暇)

第15条の3 不妊治療休暇は、職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 不妊治療休暇の期間は、1の年において通算80日を超えない範囲内で医師が指定する期間内において必要と認められる期間とする。

3 第15条第3項の規定は、不妊治療休暇について準用する。

第17条の見出しおよび同条第1項中「および介護時間」を「、介護時間および不妊治療休暇」に改める。

(草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年草津市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「介護休暇」の右に「もしくは不妊治療休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(令和3年12月22日揭示済み)

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第24号

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年草津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和3年12月22日揭示済み)

草津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第25号

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例(昭和53年草津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第41項第1号ア(ア)中

100平方メートル以内のもの	45,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面(以下この号において「住	69,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあっては、26,000円)
----------------	---	---

	宅性能評価書」という。)の添付がなされたものにあつては、15,000円)	
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	67,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、23,000円)	103,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、38,000円)
200平方メートルを超えるもの	89,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、31,000円)	138,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、52,000円)

」を

100平方メートル以内のもの	47,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写し(以下この号において「確認書等」という。)の添付がなされたものにあつては、15,000円)	71,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円)
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	71,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円)	106,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、33,000円)
200平方メートルを超えるもの	95,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、30,000円)	141,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、44,000円)

」に

改め、同号ア(イ)中

500平方メートル以内のもの	63,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、17,000円)	94,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、26,000円)
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	99,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、26,000円)	148,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、40,000円)
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	208,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、53,000円)	311,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、80,000円)
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	363,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、80,000円)	542,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、122,000円)
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	634,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、118,000円)	945,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、181,000円)
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,168,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、214,000円)	1,741,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、328,000円)
20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,692,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、298,000円)	2,522,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、457,000円)
30,000平方メートルを超えるもの	2,083,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、367,000円)	3,105,000円(住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、563,000円)

認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計	手数料の額	
	新築	増築または改築
500平方メートル以内のもの	41,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、14,000円）	61,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、22,000円）
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	67,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、24,000円）	100,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、36,000円）
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	120,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、40,000円）	179,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、62,000円）
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	223,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、75,000円）	334,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、115,000円）
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	370,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、125,000円）	554,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、193,000円）
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	687,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、229,000円）	1,030,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、352,000円）
20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	956,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、314,000円）	1,433,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、482,000円）
30,000平方メートルを超えるもの	1,159,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、374,000円）	1,737,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、575,000円）

500平方メートル以内のもの	66,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、14,000円）	99,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、21,000円）
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	105,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円）	157,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、32,000円）
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	220,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、42,000円）	329,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、63,000円）
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	382,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、59,000円）	572,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、88,000円）
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	661,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、74,000円）	992,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、111,000円）
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,217,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、131,000円）	1,824,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、196,000円）
20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,760,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、174,000円）	2,638,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、259,000円）
30,000平方メートルを超えるもの	2,165,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、213,000円）	3,246,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、318,000円）

」を

認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計	手数料の額	
	新築	増築または改築
500平方メートル以内のもの	42,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、12,000円）	63,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、18,000円）
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	69,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、21,000円）	103,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、32,000円）
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	123,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、30,000円）	184,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、46,000円）
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	229,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、57,000円）	342,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、85,000円）
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	379,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、98,000円）	568,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、147,000円）
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	705,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、162,000円）	1,056,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、242,000円）
20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	981,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、199,000円）	1,470,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、297,000円）
30,000平方メートルを超えるもの	1,189,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、212,000円）	1,782,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、317,000円）

」に

改め、同項第2号中「法第5条第4項第4号イ」を「法第5条第6項第4号イ」に改め、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査容積率の特例の許可申請手数料 1件につき160,000円

付 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(令和3年12月22日揭示済み)

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第26号

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
草津市国民健康保険条例（昭和34年草津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の草津市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

(令和3年12月22日揭示済み)

草津市開発行為の手続および基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第27号

草津市開発行為の手続および基準等に関する条例の一部を改正する条例

草津市開発行為の手続および基準等に関する条例（平成24年草津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9各号」に改める。

第13条中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9各号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお従前の例による。

（令和3年12月22日揭示済み）

草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第28号

草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

草津市上水道事業給水条例（昭和37年草津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成34年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和3年12月22日揭示済み）

規 則

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月6日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第71号

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市国民健康保険条例施行規則（昭和56年草津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

付則第8項中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和3年12月6日揭示済み）

草津市学校給食費徴収規則をここに公布する。

令和3年12月17日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第72号

草津市学校給食費徴収規則

（趣旨）

第1条 この規則は、児童および生徒の保護者（以下「保護者」という。）が納付すべき学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）および草津市学校給食センター設置条例（昭和48年

草津市条例第10号) 第5条に規定する学校給食費の納付方法その他学校給食費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の額および徴収月)

第2条 1月当たりの学校給食費の額は、次に定めるところによる。

- (1) 小学生 3,800円
- (2) 中学生 4,500円

2 前項の学校給食費は、8月を除き毎月徴収するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由による学校給食費の額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 月の途中で転入した場合の当該月の学校給食費
転入日以降当該月において給食を喫食する回数に1食単価(第1項の学校給食費の額に11を乗じて年間給食実施予定回数で除した額(1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額)をいう。以下同じ。)を乗じた額
- (2) 月の途中で転出した場合の当該月の学校給食費
転出日の前日までに当該月において給食を喫食した回数に1食単価を乗じた額

4 前項の規定による学校給食費の額は、第1項に定める学校給食費の額を上限とする。

(学校給食費の納付方法)

第3条 保護者は、前条の学校給食費を、口座振替の方法により市長が指定する期日に納付するものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、市長の発行する納付書により当該期日までに納付することができる。

2 市長は、前項の期日に口座振替が不能であった場合は、その旨を保護者に通知するとともに、納付書により、市長が指定する期日までに納付するよう求めるものとする。

3 市長は、毎年度の初回の口座振替が行われる月の当初に、当該年度における毎月の口座振替の期日を保護者に通知するものとする。

(学校給食費の減額)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条に定める学校給食費の額から当該各号に定める額を減額することができる。

- (1) アレルギーその他疾患等のやむを得ない事情により医師の診断等に基づき牛乳を飲用しなかったとき 牛乳単価(当該年度の牛乳1本あたりの契

約単価に消費税および地方消費税相当額を加えた額(1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額)をいう。以下同じ。)に、当該飲用しなかった回数に乗じた額

- (2) アレルギーその他疾患等のやむを得ない事情により医師の診断等に基づき牛乳以外の給食を喫食しなかったとき 1食単価から牛乳単価を除いた額に、当該喫食しなかった回数に乗じた額

- (3) 病気、入院等のやむを得ない事情により月を通じて連続して5回以上給食を喫食しなかったとき 1食単価に当該喫食しなかった回数に乗じた額

- (4) 前号に定める事由に該当し、かつ、月を通じて1回も給食を喫食しなかったとき 全額

- (5) 中学3年生に対し教育課程修了の日以降において給食を提供しないとき 1食単価に当該提供しない回数に乗じた額

- (6) 前5号のほか市長が必要と認めるとき 市長が決定する額

2 前項の規定により減額する額は、第2条に定める学校給食費の額を上限とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過納金の還付)

第5条 前条の規定により学校給食費を減額した場合において既納の学校給食費から還付すべき額があるときは、これを保護者に還付するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、草津市立小学校に係る学校給食費の徴収については、令和4年4月1日から適用する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定に基づく学校給食費の徴収に関する手続等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(特例措置)

- 3 令和4年1月から同年3月までの3か月分の草津市立中学校にかかる学校給食費については、第2条第1項第2号の規定にかかわらず、1月当たり4,125円とする。この場合において、第2条第3項第1号中「1食単価(第1項の学校給食費の額に11を乗じて年間給食実施予定回数で除した額(1円

未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額)をいう。以下同じ。) 」とあるのは、「1食単価(275円。以下同じ。) 」と読み替えるものとする。

(令和3年12月17日揭示済み)

草津市会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月22日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第73号

草津市会計規則等の一部を改正する規則
(草津市会計規則の一部改正)

第1条 草津市会計規則(平成6年草津市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「法第231条の2第6項」を「法第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第2項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「しなければならぬ」を「するとともに会計管理者に報告するものとする」に改める。

別記様式第14号中「草津市役所出張所」を「草津市役所代理店」に改める。

(草津市税規則の一部改正)

第2条 草津市税規則(平成3年草津市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号その1から別記様式第3号その3までの規定、別記様式第5号、別記様式第6号および別記様式第43号中「草津市役所出張所」を「草津市役所代理店」に改める。

(草津市介護保険条例施行規則の一部改正)

第3条 草津市介護保険条例施行規則(平成12年草津市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別記様式第42号中「草津市役所出張所」を「草津市役所代理店」に改める。

(草津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 草津市後期高齢者医療に関する条例施行規則

(平成20年草津市規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「草津市役所出張所」を「草津市役所代理店」に改める。

(草津市営住宅条例施行規則の一部改正)

第5条 草津市営住宅条例施行規則(平成9年草津市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記様式第23号中「草津市役所出張所」を「草津市役所代理店」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月17日から施行する。ただし、第1条の改正規定(別記様式第14号の改正規定を除く。)は、令和4年1月4日から施行する。
(指定代理納付者制度に関する経過措置)

2 令和4年1月4日において現に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第6条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正前の草津市会計規則の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和3年12月22日揭示済み)

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月22日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第74号

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市国民健康保険条例施行規則(昭和56年草津市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「1万6千円」を「1万2千円」に改める。

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第23条第2項の規定は、令和4年1月1日(以下「施行日」という。)以後の出産に係る出産育児一時金に加算する額について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金に加算する額については、なお従前の例による。

(令和3年12月22日揭示済み)

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第75号

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則
(草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年草津市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第5号の次に次の1号を加える。

- (5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(体外受精等の市長が定める不妊治療を受ける場合にあっては、10日)の範囲内の期間

第15条第2項中「前項」の右に「第5号の2および」を加える。

第16条の3の次に次の1条を加える。

(不妊治療休暇の単位)

第16条の4 不妊治療休暇の単位は、1日または1時間とする。

第20条の次に次の1条を加える。

(不妊治療休暇の承認)

第20条の2 任命権者は、不妊治療休暇の請求について、条例第15条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日または時間については、この限りでない。

第23条第1項中「休暇願」を「介護休暇・介護時間申出書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(不妊治療休暇の請求等)

第23条の2 不妊治療休暇の承認を受けようとする職員は、不妊治療休暇の請求に係る計画書(別記様式第3号)を任命権者に提出した上で、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。

2 第20条の2の規定による承認を受けた職員は、前項の規定により任命権者に提出した不妊治療休暇の請求に係る計画書の内容に変更があったときは、速やかに変更後の計画書を任命権者に提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、7日以上の不妊治療休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ同項の休暇簿に代えて休暇願に記入して任命権者に対して請求しなければならない。

第25条第1項中「第23条第1項」の右に「、第23条の2第1項」を加え、同条第2項中「または介護時間」を「、介護時間または不妊治療休暇」に改める。

第29条第4号中「第15条第11号および第12号」を「第15条第1項第9号から第12号まで」に改める。

別記様式第1号中「第22条第2項関係」を「第22条第2項、第23条の2第3項関係」に、

「病 気 休 暇 「 休 暇
特 別 休 暇 」を 」に改め、

「㊦」を削り、

「 第14条第 号 「 条例
規 則 第 条

第15条第 号 」を 規則 」に改め、「平成」を削り、「この様式は」の右に「不妊治療休暇、」を加え、

「(参考)

規則第14条 (1) 公務上の疾病 (7日以上)」を「(参考)

条例第15条の3 不妊治療休暇（7日以上）
規則第14条（1）公務上の疾病（7日以上）」に
改め、

「規則第15条」の右に「第1項」を加える。

様式第2号中「印」を削り、同様式の次に次の1様
式を加える。

様式第3号（第23条の2第1項関係）

不妊治療休暇の請求に係る計画書

年 月 日

任命権者 様

所属名
氏名

1 不妊治療の計画期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 不妊治療の計画内容

3 特記事項（医師の意見等）

上記の内容について、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

医療機関所在地
医療機関名
担当医師氏名

※「2 不妊治療の計画内容」は、概ねの治療計画を記載し、または治療計画が分かる資
料を添付してください。資料を添付する場合は、「別添のとおり」と記載してください。

（草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関
する規則の一部改正）

第2条 草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等
に関する規則（令和2年草津市規則第18号）の一部
を次のように改正する。

第17条第1項に次の3号を加える。

- (19) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上
とされている者または週以外の期間によって勤務
日が定められている者で1年間の勤務日が121日
以上であるものであって、6月以上の任期が定め
られているものまたは6月以上継続勤務している
ものに限る。次号および第21号において同じ。）
が不妊治療に係る通院等のために勤務しないこと
が相当であると認められる場合 1の年において
5日（体外受精等の市長が定める不妊治療を受け
る場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(20) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上
婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号にお
いて同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当
であると認められる場合 市長が定める期間内に
おける2日の範囲内の期間

(21) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつて
その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつ
ては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間
を経過するまでの期間にある場合において、当該
出産に係る子または小学校就学の始期に達するま
での子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任
用職員が、これらの子の養育のため勤務しないこ
とが相当であると認められるとき 当該期間内に
おける5日の範囲内の期間

第17条第3項中「第9号」の右に「ならびに第19
号から第21号まで」を加える。

第25条第3号中「第17条第8号」を「第17条第1
項第8号」に改め、「第9号」の右に「ならびに第
19号から第21号まで」を加える。

別記様式第1号中「病 気 休 暇
特 別 休 暇 」を
「休 暇」に改め、「㊟」を削る。

様式第2号中「印」を削る。

（草津市職員の給与に関する規則の一部改正）

第3条 草津市職員の給与に関する規則（昭和40年草
津市規則第12号の2）の一部を次のように改正す
る。

第38条第2項第8号中「規定による介護休暇」の右
に「もしくは不妊治療休暇」を加える。

第40条の7第2項各号列記以外の部分中「および
介護休暇」を「介護休暇および不妊治療休暇」に
改める。

（草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則
の一部改正）

第4条 草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する
規則（昭和40年草津市規則第18号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第8休職等の期間の欄中「介護休暇」の右に
「または不妊治療休暇」を加える。

付 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（令和3年12月28日揭示済み）

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第76号

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則(草津市事務分掌規則の一部改正)

第1条 草津市事務分掌規則(平成4年草津市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条健康福祉部の項中「人とくらしのサポートセンター」を

「人とくらしのサポートセンター
臨時特別給付金推進室」に改める。

第6条健康福祉部の表人とくらしのサポートセンターの項の次に次のように加える。

臨時特別給付金推進室	(1) 臨時特別給付金に関すること。 (2) 関係部課との連携調整に関すること。 (3) 室の一般庶務に関すること。
------------	--

(草津市職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 草津市職員の給与に関する規則(昭和40年草津市規則第12号の2)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部局の部管理職手当を支給する職の欄中「新型コロナウイルスワクチン対策室長」を「臨時特別給付金推進室長」に改める。

(草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第3条 草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年草津市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1級別職務表1一般行政職給料表級別職務表7級の項および6級の項中「新型コロナウイルスワクチン対策室長」を「臨時特別給付金推進室長」に改める。

(草津市出納員規則の一部改正)

第4条 草津市出納員規則(平成6年草津市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

健康福祉部人とくらしのサポートセンター	所長
---------------------	----

」を

健康福祉部人とくらしのサポートセンター	所長
臨時特別給付金推進室	室長

」に

改める。

別表第2中

健康福祉部健康福祉政策課長	所管に属する負担金、手数料等の収納
---------------	-------------------

」を

健康福祉部健康福祉政策課長	所管に属する負担金、手数料等の収納
臨時特別給付金推進室長	臨時特別給付金返還金等の収納

」に

改める。

付 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(令和3年12月28日揭示済み)

訓 令

草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年12月28日

草津市長 橋川 渉

草津市訓令第16号

草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令(草津市事務決裁規程(昭和59年草津市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

別表(1)共通決裁事項の表4組織および人事の部中

19 年次有給 休暇、病気 休暇および 特別休暇									職員 課長	傷病 およ び産 前産 後の 休暇 に限 る。
(1) 部長相 当職位の 休暇欠勤 の承認	○									
(2) 副部長 相当職位 の休暇欠 勤の承認		○								
(3) 課長相 当職位 の休暇 欠勤の 承認			○							
(4) 前3号 に掲げる 職位以外 の役付職 位および 一般職員 の休暇欠 勤の承認				○						

」を

19 年次有給 休暇、病気 休暇、特別 休暇および 不妊治療休 暇									職員 課長	病気 休暇、 産前 産後 の休 暇お よび 不妊 治療 の休 暇に 限る。
(1) 部長相 当職位の 休暇欠勤 の承認	○									
(2) 副部長 相当職位 の休暇欠 勤の承認		○								

(3) 課長相 当職位の 休暇欠勤 の承認				○				
(4) 前3号 に掲げる 職位以外 の役付職 位および 一般職員 の休暇欠 勤の承認				○				

」に

改める。

付 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

(令和3年12月28日揭示済み)

告 示

草津市告示第325号

草津市公設児童育成クラブにおける防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年12月7日

草津市長 橋 川 渉

草津市公設児童育成クラブにおける防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市公設児童育成クラブにおける防犯カメラの設置および運用に関する要綱（令和2年草津市告示第40号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第6条関係）

設置場所	装置名	機器の名称	数量
のびっ子笠縫	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
	屋内設備	モニター	1
のびっ子矢倉	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
	屋内設備	モニター	1
のびっ子玉川	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
	屋内設備	モニター	1
のびっ子笠縫東	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	2
	屋内設備	モニター	2
のびっ子志津	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	2
	屋内設備	モニター	2
のびっ子草津	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
	屋内設備	モニター	1
のびっ子常盤	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
	屋内設備	モニター	1
のびっ子山田	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
	屋内設備	モニター	1
のびっ子南笠東	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
	屋内設備	モニター	1
のびっ子志津南	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
	屋内設備	モニター	1
のびっ子渋川	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
	屋内設備	モニター	1
のびっ子老上	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
	屋内設備	モニター	1
のびっ子老上西	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）	1
	屋内設備	モニター	1

付 則

この要綱は、令和3年12月7日から施行する。

(令和3年12月7日掲示済み)

草津市告示第326号

令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱を次のとおり制定する。

令和3年12月9日

草津市長 橋 川 渉

令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経連第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別な給付措置として実施する、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）（以下「子育て特別給付金」という。）前条の目的を達するために、草津市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別表第1に掲げる子育て特別給付金が支給される者をいう。
- (3) 中学生支給対象者 中学生までの対象児童にかかわる支給対象者
- (4) 一般支給対象者 中学生までの対象児童に係る支給対象者のうち、市から支給している児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当をいう。）の受給記録等を基に、市が、子育て特別給付金の支給の申込みを行う者をいう。
- (5) 高校生支給対象者 支給対象者のうち、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童の主たる生計維持者をいう。
- (6) 新生児 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童（令和3年9月に生まれた児童を含む。）のことをいう。なお、母子保健法（昭和40年法律第141号）に定める出生後28日未満の児童に限らない。

(7) 新生児支給対象者 新生児を支給対象児童とした児童手当受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）をいう。

(8) 対象児童 別表第2に掲げる者をいう。
（子育て特別給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て特別給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て特別給付金の金額は、対象児童一人につき50千円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第4条 市は、一般支給対象者に対し、子育て特別給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、子育て特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、一般支給対象者は、前項の申込みの日から7日以内にその旨を申し出るとともに、速やかに令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）受給拒否の届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の受給の拒否の申出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子育て特別給付金を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、子育て特別給付金の支給決定時点において当該口座を解約等しており、子育て特別給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り第3号に掲げる方式により支給を行う。

(1) 児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定までに、支給対象者が市に令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給口座登録等の届出書（別記様式第2号。以下「給付金支給口座登録等の届出書」という。）を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに給付金支給口座登録等の届出書にて届け出ることにより、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（一般支給対象者以外に係る申請受付開始日および申請期限等）

第6条 中学生支給対象者および高校生支給対象者のうち、市が子育て特別給付金の支給の申込みを行った者以外の申請が必要となる者に対して支給する本給付金に係る市の申請受付開始日は、令和3年12月23日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年3月15日までとする。ただし、新生児支給対象者はこの限りでない。

3 申請者による申請およびこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書（別記様式第3号または別記様式第4号。以下「給付金申請書」という。）を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が給付金申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が給付金申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（新生児支給対象者に係る申請および支給の方式）

第7条 市長は、新生児出生時に行った児童手当の認定請求または額改定請求と併せて前条第3項各号に規定する給付金申請書により子育て特別給付金の申請を行った者については、児童手当振込指定口座に子育て特別給付金を振り込むこととする。

2 市長は、児童手当の認定請求または額改定請求をした後、前条第3項各号に規定する給付金申請書により別途本給付金について申請を行った者について、既に設定されている児童手当振込指定口座に振り込むことを原則としつつ、給付金申請書に記載された支払方式により本給付金を支給することとする。

る。ただし、以前および現在の児童手当受給の記録や他の給付金受給の記録を基に子育て特別給付金の支給が可能な新生児支給対象者については、市が、新生児支給対象者に対し、支給の申込みを行うこととする。この場合は、第4条および第5条を準用する。

3 前条第3項および第4項の規定は、前項の規定を適用する場合に準用する。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第6条第1項および第7条第1項または第2項の規定により提出された給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、子育て特別給付金を支給する。

(子育て特別給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、子育て特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者および対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第6条第2項の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者は、子育て特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(支払ができない場合の取扱い)

第12条 市長は、第4条第3項の規定による支給決定を行った後、第5条第1号または第2号の方式による指定口座に子育て特別給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年3月29日までに指定口座への振込みが口座の解約、変更等によりできない場合は、第4条第1項または第7条第2項の申込みを撤回する。また、第5条第3号の窓口現金受領方式で支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年3月29日までに現金の交付ができない場合も、同様とする。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われな

いことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和4年3月29日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。ただし、新生児支給対象者はこの限りでない。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、子育て特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により子育て特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第14条 子育て特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年12月9日から施行する。

別表第1(第2条関係)

支給対象者

1 子育て特別給付金は、令和3年9月分の児童手当の受給者(法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。)または高校生(平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童。以下同じ。)を養育している者であって児童手当の本則給付相当の受給者である者、それに準ずる者(施設設置者等を含む。)および令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者(法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。)については、子育て特別給付金を支給する。

2 1の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者(以下「受給者等」という。)に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 令和3年9月30日の基準日（以下「基準日」という。）以後に受給者等が死亡した場合（2の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者または左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>	<p>別表第2（第2条関係） 対象児童 支給対象者に支給される子育て特別給付金の対象児童（子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、次のアからエまでに掲げる者とする。 ア 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童 イ 基準日において支給対象者に養育される高校生 ウ 基準日において里親等へ委託され、または障害児入所施設等へ入所もしくは入院している高校生の施設入所等児童 エ 令和4年3月31日までの間に出生した児童</p>
<p>② 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）もしくは里親等へ委託されまたは障害児入所施設等へ入所もしくは入院している高校生（以下「高校生の施設入所等児童」という。）であることを受給者等に子育て特別給付金を支給する市が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童または高校生の施設入所等児童が委託されている里親等もしくは左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童または高校生の施設入所等児童が入所もしくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p>	
<p>③ 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（現に別表第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市に到達した場合またはこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>	

別記

様式第1号(第4条第2項関係)

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)受給拒否の届出書



草津市長 宛

1. 私は、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)」の受給について拒否することを、ここに届けます。
2. 本届出により、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

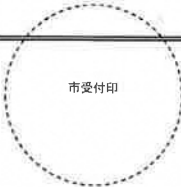
届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所
※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

様式第2号(第5条第2号、第3号関係)

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金) 支給口座登録等の届出書

令和3年9月分の児童手当支給市区町村
草津
市長宛



1. 届出者・申請者(児童手当を受給していた方(もしくはそれに準ずる方))

記入日	年 月 日
-----	-------

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所(住民票所在地)
	年 月 日	電話 () ※日中連絡のつく連絡先住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給していた御本人名義の口座に限ります。)

下記の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望します。
 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (五桁めでお書きください。)	口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		「1.届出者」名義に限る。カナ(またはアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を御記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※ 窓口での現金支給を希望します。 ←(左のチェック欄への記入をお願いします。)

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

本人確認書類

（窓口での現金支給を希望する場合は、本人確認書類を提出してください。）

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

様式第3号（第6条第3項関係）

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書



令和3年9月30日時点の住民票所在市
草津 市長宛

1. 申請者

記入日 年 月 日

Table with columns: (フリガナ)氏名, 生年月日, 申請者の現住所(住民票所在地), 電話

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

申請者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

2. 配偶者

配偶者の有無 有・無

記入日 年 月 日

Table with columns: (フリガナ)氏名, 生年月日, 配偶者の現住所(住民票所在地), 電話

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

配偶者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

3. 対象児童

支給対象となる児童(平成15年4月2日以降に出生した児童)について記入してください。

Table with columns: No, (フリガナ)氏名, 続柄, 生年月日, 平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ児童の児童に○をつけてください, 同居・別居の別, 結婚している場合○をつけてください, 住所(別居の場合のみ記入)

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。

4. 受取方法

下記の金融機関口座(原則、1.の申請者の口座とします。)への振込みを希望します。(※振込先金融機関口座確認書類を添付してください)

【受取口座記入欄】

Table for bank account information: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を御記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※なお、口座開設ができない等、振込口座を指定していない方は右のチェック欄に○の記入をお願いします。

○児童手当振込口座を持っていないため、市窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄

【誓約・同意事項】

- (1)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
(2)子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
(3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
(4)この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
(5)市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
(6)給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)を返還します。

(裏面も確認してください。)

5. 提出書類

- 『令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書』(本書)
※必要事項を御記入ください。
- 『申請者の本人確認書類の写し』
※顔写真付きのもの(運転免許証、マイナンバーカード(表面)等)は1点、顔写真のないもの(健康保険証、年金手帳等)は2点添付してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し』
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しを御用意ください。
- 『令和3年9月分の児童手当(特例給付でない)を受給していることがわかる書類』
※公務員の方または9月分の児童手当を他の市区町村で受給されていた方のみ提出してください。支払通知書・継続認定通知書の写し、令和3年9月分児童手当振込通帳(公務員の方は給与明細)の写し等
- 『申請者および配偶者の方の、令和3年度(令和2年分)市民税課税証明書・非課税証明書』
※児童手当を受給していない(平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童のみを養育している)人で、令和3年1月1日時点で住民票が草津市になかった人のみ提出してください。

振込先金融機関口座確認書類(必須)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
(通帳をコピーいただく場合、表紙ではなく、見開きの1ページ目をコピーしてください。)

申請者の本人確認書類(必須)

顔写真付きのもの(運転免許証、マイナンバーカード(表面)等)は1点、顔写真のないもの(健康保険証、年金手帳等)は2点

様式第4号 (第6条第3項関係)

新生児 **令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書**

市受付印

住民票所在市		草津 市長宛	
---------------	--	---	--

児童手当の手続きと併せての申請の場合や、他の対象児童について、既に草津市から給付金を支給された公務員の方は、右欄に○を記載してください。この場合、記入日、1.申請者および3.対象児童の欄以外の記載は不要です。

1. 申請者

<small>(フリガナ)</small> 氏名	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
年 月 日	電話 ()	<small>※日中連絡のつく連絡先</small>
※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。		申請者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

2. 配偶者

配偶者の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	記入日	年 月 日
<small>(フリガナ)</small> 氏名	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
年 月 日	電話 ()	<small>※日中連絡のつく連絡先</small>
※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。		配偶者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

3. 対象児童

支給対象となる新生児児童(令和3年9月以降令和4年3月31日までに出生した児童)について記入してください。

No.	<small>(フリガナ)</small> 氏名	続柄	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			年 月 日	同・別	
2			年 月 日	同・別	

※同居・別居の別については申請時点の状況を選択してください。

4. 受取方法

下記の金融機関口座(原則、1.の申請者の口座とします。)への振込みを希望します。(※振込先金融機関口座確認書類を添付してください)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右慈めでお書きください。)	口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	<small>本・支店 本・支所 出張所</small> 店番号	1.普通 2.当座		「1.申請者」名義に取る。カナ(またはアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)。(通帳見開き下部に記載)を御記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※なお、口座開設ができない等、振込口座を指定していない方は右のチェック欄に○の記入をお願いします。 チェック欄

○児童手当振込口座を持っていないため、市窓口での現金による支給を希望します。

【誓約・同意事項】

(1)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。

(2)子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。

(3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

(4)この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

(5)市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

(6)給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)を返還します。

(裏面も確認してください。)

5. 提出書類

- 『令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書』(本書)
※必要事項を御記入ください。
- 『申請者の本人確認書類の写し』
※顔写真付きのもの(運転免許証、マイナンバーカード(表面)等)は1点、顔写真のないもの(健康保険証、年金手帳等)は2点添付してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し』
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しを御用意ください。
- 『申請者および配偶者の方の、令和3年度(令和2年分)市民税課税証明書・非課税証明書』
※令和3年1月1日時点で住民票が草津市になかった人のみ

振込先金融機関口座確認書類 (必須)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
(通帳をコピーしていただく場合、表紙ではなく、見開きの1ページ目をコピーしてください。)

申請者の本人確認書類の写し (必須)

顔写真付きのもの(運転免許証、マイナンバーカード(表面)等)は1点、顔写真のないもの(健康保険証、年金手帳等)は2点

草津市告示第327号

草津市行旅困窮者救護費給付要綱を次のとおり制定する。

令和3年12月9日

草津市長 橋川 渉

草津市行旅困窮者救護費給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、草津市に救護を求めた行旅困窮者に、次の目的地へ向かうための鉄道の旅費の一部(以下「救護費」という。)を給付することにより、行旅困窮者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「行旅困窮者」とは、旅行の途上で、紛失、盗難または消費により現に金銭を所持せず、かつ、換金する物品がない者をいう。

(給付対象者)

第3条 救護費の給付を受けることができる者は、居住地への帰還、就労等のために目的地に向かう草津市を通過する途上の行旅困窮者とする。

(救護費の給付)

第4条 救護費は、旅行の目的先に応じて、行旅困窮者1人につき、別表に定める区間内の鉄道乗車券1枚を給付する。

(給付の申請)

第5条 救護費の給付を受けようとする行旅困窮者(以下「申請者」という。)は、行旅困窮者救護費給付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、内容を十分審査したうえで、適当と認めた場合は、申請者に対し救護費を給付するものとする。

(受領および領収)

第7条 市長は、第4条の救護費を給付したときは、鉄道乗車券受領書(別記様式第2号)を給付を受けた行旅困窮者から徴するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、救護費の給付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行する。

別表(第4条関係)

目的地	鉄道乗車券の区間
琵琶湖線下り方面	JR草津駅からJR京都駅まで
琵琶湖線上り方面	JR草津駅からJR近江八幡駅まで
草津線方面	JR草津駅からJR甲南駅まで

別記
様式第1号(第5条関係)

年 月 日

草津市長 宛

行旅困窮者救護費給付申請書

申請者 住所
氏名

行旅困窮者救護費の給付を受けたいので、次のとおり申請します。

本籍			
住所			
氏名		性別	
生年月日		年齢	歳
行き先	希望する 乗車区 間・金額	JR草津駅～JR 駅 _____間	
救護費の 必要な理由			

様式第2号(第7条関係)

鉄道乗車券受領書

受領したもの	鉄道乗車券1枚
乗車する区間	JR草津駅からJR 駅まで

上記確かに受領しました。

年 月 日

草津市長 宛

住所
氏名

取扱者	
所属名	
担当者	

(令和3年12月9日掲示済み)

草津市告示第328号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月10日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年12月17日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	飯内 裕子	滋賀県草津市追分三丁目2番8号	3	2
2	飯内 裕子	滋賀県草津市追分三丁目2番8号	3	31

(令和3年12月10日揭示済み)

草津市告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年12月14日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
眞下草津医院	草津市野村二丁目22番8号	令和3年11月30日

(令和3年12月14日揭示済み)

草津市告示第330号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年12月14日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
眞下草津医院	草津市野村二丁目22番8号	令和3年11月30日

(令和3年12月14日揭示済み)

草津市告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年12月14日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
眞下草津医院	草津市野村三丁目 16番20-2号	令和3年12月1日

(令和3年12月14日掲示済み)

草津市告示第332号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年12月14日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
眞下草津医院	草津市野村三丁目 16番20-2号	令和3年12月1日

(令和3年12月14日掲示済み)

草津市告示第333号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不

明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年12月17日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書

2件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年12月24日に送達があったものとみなす。

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所		
1	古井 聡	滋賀県草津市野路九丁目	10番2-101号	CREA南草津
2	原 保典	滋賀県草津市青地町	581-1	コンフォートテラオ1216

(令和3年12月17日揭示済み)

草津市告示第334号

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年12月17日

草津市長 橋川 渉

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年草津市告示第222号）の一部を次のように改正する。

第3条中「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を「同種の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」に改め、同条第1号に次のように加える。

オ 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金および総合支援資金（初回）の特例貸付（以下「初回貸付等」という。）をいずれも受けた者であって、申請日の属する月の前月までに当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口にあつては、借入月）が到来していること（アからエまでの者および現に再貸付を申請または利用している者を除く。）。

カ 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、初回貸付等をいずれも受けている者であって、申請日の属する月が当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口資金にあつては、借入月）であること（アからエの者および現に再貸付を申請している者を除く。）。

第3条第5号ア中「公共職業安定所」の右に、「無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体または地方公

共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者（以下「地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」という。）」を加え、同号ア(イ)中「公共職業安定所」の右に「または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加え、同条第7号中「再貸付」の右に「または初回貸付等」を加える。

第4条第2号中「公共職業安定所」の右に「または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加える。

第7条第2項中「令和3年11月30日」を「令和4年3月31日」に改める。

第8条第2項の次に次の1項を加える。

3 第13条の2の再支給の申請者は、第1項の規定にかかわらず、別記様式第1号の3の申請書および別記様式第1号の4の確認書に加え、同項各号に掲げる書類のうち市長が支給要件を確認する上で必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

第9条の見出し中「公共職業安定所」を「公共職業安定所等」に改め、同条中「公共職業安定所」の右に「または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加える。

第10条第3項中「公共職業安定所」の右に「または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加える。

第13条第8号中「再貸付」の右に「または初回貸付等」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(再支給)

第13条の2 市は、自立支援金の受給期間が終了した受給者から、第7条第2項の申請期限までに再支給の申請があつた場合、第3条第2号から第7号までの要件を改めて確認のうえ該当する者については、一度に限り、第5条第2項の支給額および第6条の支給期間の範囲内で再支給することができるものとする。ただし、従前の受給中に前条第1項各号（第

2号、第6号および第7号を除く。)に該当し支給が中止となった場合または正当な理由なく第3条第5項に関する報告等を怠った場合は、再支給することができない。

別記様式第1号の1を次のように改める。

別記様式第1号の1(第8条第1項関係)

フリガナ	
①氏名	
②生年月日	年 月 日 満()歳
③住所	
④電話番号	
⑤個人番号(マイナンバー) (わからない場合は空欄でも可)	
⑥公共職業安定所の求職番号または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時 (生活保護を申請中である場合を除く)	

⑦次の1から6のいずれかの場合であること(1-6のいずれか該当する数字を□で記入し、該当する方に記載)
※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。

1. 総合支援資金の再貸付を受け終わった
 受けていた時期 年 月 ~ 月
 再貸付を受けていた社会福祉協議会

2. 総合支援資金の再貸付が借入最終月である
 受けている時期 年 月 ~ 月
 再貸付を受けている社会福祉協議会

3. 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった
 申請した時期 年 月 日(頃)
 再貸付を申請した社会福祉協議会

4. 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった
 相談した時期 年 月 日(頃)
 再貸付を相談した自立支援機関等

5. 緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付のいずれも受け終わった(上記1~4の場合を除く)
 受けていた時期(※) 緊急小口: 年 月 総合支援(初回): 年 月 ~ 月
 緊急小口資金を受けていた社会福祉協議会
 総合支援資金(初回)を受けていた社会福祉協議会

6. 緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付のいずれも受けており、借入最終月(緊急小口資金の場合、借入日が属する月)である(上記1~4の場合を除く)
 受けていた時期(※) 緊急小口: 年 月 総合支援(初回): 年 月 ~ 月
 緊急小口資金を受けていた(いる)社会福祉協議会
 総合支援資金(初回)を受けていた(いる)社会福祉協議会
※総合支援資金(初回)について、延長により3ヶ月を超えて受けていた場合、その終期を記載。

⑧世帯の生計を主として維持している者であること(右欄にチェック)

⑨申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入および預貯金が次のとおりであること

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	収入(月額)	預貯金等	合計
		本人		円	円	円
				円	円	円
				円	円	円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇川保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を申請します。
 年 月 日
 草津市長宛 申請者氏名

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
1. 銀行 2. 金庫 3. 信託 4. 信連 5. 農協 6. 漁協 7. 信連連	支店コード	本・支店 本・支店 出稼研	1. 普通 2. 当座	

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

(注 意 事 項)
 申請内容は正しく記載してください。誤りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、または受けようとしたときは、不正利用として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

別記様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の2（第8条第1項関係）

（表面）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（様式第1号の1）を提出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと。
 - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
 - ②月2回以上、公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける。
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける。
※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者および申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護および職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、または受けようとしたときは、不当利得として返還すること。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - ① 所要の求職活動等を行わない場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下、単に「受給者」という。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 申請内容に偽りがあった場合
 - ④ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が生活保護費を受給した場合
 - ⑦ 支給決定後、受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付、緊急小口資金または総合支援資金（初回）の申請を行ったことが明らかになった場合
 - ⑨ 支給決定後、受給者が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関または銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

年 月 日

草津市長 宛

上記誓約事項および同意事項について確認のうえ、誓約および同意します。

申請者住所

申請者氏名

確認事項（以下に該当する場合はチェックを入れること）

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

(裏面)

申請時の添付書類

- 1 本人および世帯構成の確認書類
 住民票の写し
- 2 【申請書(様式第1号の1)の申立事項⑦の1、2に該当する方】
 ① 再貸付の借用書(控)の写し(再貸付の貸付決定通知書の写しでも可)
 ② 再貸付の振込状況がわかる通帳(※1)の写し
 ③ ①が用意できない場合(※2)は、様式第1号の2別紙
【申請書(様式第1号の1)の申立事項⑦の3に該当する方】
 ① 再貸付の不承認通知の写し
 ② ①が用意できない場合(※2)は、緊急小口資金および総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※1)の写しおよび様式第1号の2別紙
【申請書(様式第1号の1)の申立事項⑦の4に該当する方】
 ① 様式第1号の2別紙
 ② 緊急小口資金および総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※1)の写し
【申請書(様式第1号の1)の申立事項⑦の5、6に該当する方】
 ① 緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付の借用書(控)の写し(貸付決定通知書の写しでも可)
 ② ①が用意できない場合(※2)は、緊急小口資金および総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※1)の写しおよび様式第1号の2別紙
- 3 収入関係書類
 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
 申請者および申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳(※1)の写し
- 5 生活保護関係書類(※3)
 保護申請書の写し(保護の実施機関の受領印があるもの)
- 6 振込先口座(※1)が分かる書類
 通帳の該当部分の写し等

※1 電子的にのみ管理している場合(いわゆるweb通帳の場合)はその画面の写しで可。

※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること。

※3 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、申請書(様式第1号の1)に公共職業安定所の求職番号または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時に記載が必要。

(様式第1号の2別紙)

この申告書は、
 ・申請書(様式第1号の1)の申立事項⑦の1～3または5、6に該当する方のうち、申請時確認書(様式第1号の2)に記載している添付書類に不足のある方
 ・申請書(様式第1号の1)の申立事項⑦の4に該当する方
 のみ提出が必要となるものです。
 なお、社会福祉協議会に関係書類の再交付等を求める必要はありません。この書類と通帳の写しをご提出ください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 再貸付不承認・過去借入状況申告書

申告事項

※1については、□のうちいずれか該当するものにチェックを入れたうえで、借入時期を記載してください。
 ※2については、申請時確認書(様式第1号の2)に記載している添付書類に不足のある方のみ記入してください。

1 私は、

総合支援資金の再貸付を借り終わった。
 総合支援資金の再貸付が借り入れ最終月である。
 (総合支援資金(再貸付)の借入状況)
 総合支援資金(再貸付) : 借入時期 (年 月～ 月)

総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった。
 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった。
 (緊急小口資金および総合支援資金の借入状況)
 緊急小口資金 : 借入時期 (年 月)
 総合支援資金(初回) : 借入時期 (年 月～ 月)
 総合支援資金(延長) : 借入時期 (年 月～ 月)

緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付のいずれも借り終わった。
 (再貸付は申請・利用していない)
 緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付のいずれも受けており、借入最終月
 (緊急小口資金の場合、借入日が属する月)である。(再貸付は申請・利用していない)
 (緊急小口資金および総合支援資金の借入状況)
 緊急小口資金 : 借入時期 (年 月)
 総合支援資金(初回) : 借入時期 (年 月～ 月)
 総合支援資金(延長) : 借入時期 (年 月～ 月)

ことを申告いたします。

2 添付書類を提出できない理由は下記のとおりです。

. 年 月 日

草津市長 宛

申請者住所

申請者氏名

(注意事項)

- 1 申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、または受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には刑事告発を行うことがあります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、都道府県等から資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関、または銀行その他の機関、他関係者に対し照会することがあります。